

第1編 第二次総合3ヵ年計画の策定に当たって

第1章 計画の趣旨

市川市総合計画は、基本構想が平成12年12月に市議会の議決を経て定められ、基本計画は平成13年3月に策定されています。

基本構想は、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像として定めるとともに、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示すもので、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：平成37年）を目標年度としています。また、基本計画は、基本構想を具現化するための基本的な施策を定めるもので、計画期間は平成13年度（2001年度）から平成22年度（2010年度）の10年間となっています。さらに、基本計画に示された施策を実現するための施策や事業を示すものとして第一次総合5ヵ年計画が定められています。

これらの3層の総合計画のもとで毎年度の予算が編成され、その実施を通じて、本市の計画的なまちづくりが進められてきましたが、第一次総合5ヵ年計画は平成17年度（2005年度）に目標年度を迎えました。

そこで、第二次総合3ヵ年計画は、第一次総合5ヵ年計画の成果と課題を踏まえつつ、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応しながら、将来都市像の実現に向けて今後3年間に実施すべき事業を計画的かつ効率的に推進することを目的として定めます。

計画策定にあたっては、厳しい財政状況を踏まえつつ、本市における重点事項を明確にして進めます。

かつてのような高い経済成長に伴う税収の増加を見込むことができない一方、今後、急速に進む高齢化などにより、国・地方を通じて財政状況は厳しいものがあり、本市も例外ではありません。このもとで、健全な財政運営の確保を基本として、市川市制70年余で培ってきた文化のまちとしての誇りを維持しつつ、教育をはじめとするこどもを取り巻く環境の充実や、一昨年健康都市宣言に基づき、個人のみならず、まち全体の健康づくりに向けたまちづくりなど、重点的に取り組むべき課題への対応を確実に実施していくことを重視します。

なお、第二次総合3ヵ年計画の計画期間については、第一次総合5ヵ年計画における計画期間の「5ヵ年」を「3ヵ年」に短縮し、平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までの3年間とします。

これは、わが国の社会経済情勢の不透明感が高まっていることに加え、三位一体改革による地方財政制度の改革が進行中であり、同時に、行政運営についても集中改革プランによる短期間の改革が必要とされていることを踏まえ、計画期間をより限定し、実現可能な計画を策定するという趣旨に基づいて見直しを行ったものです。

第2章 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、市が実施主体となる事業に加えて、国・県・民間等が主体となり、本市が事業費を負担・助成する事業、また、本市のまちづくりに大きな影響を及ぼす事業を選定の対象としています。

このほか、次の観点を基本として基本計画に掲げる施策の体系に基づいて実施する事業を選定しています。

- ・重要性：期待される事業の成果やまちづくりに対する寄与などの面からみて重要か
- ・緊急性：計画期間内に実施する必要があるか
- ・必要性：行政の役割という面からみて、市が実施する必要があるか
- ・公平性：市民に対する公平な行政サービスという面からみて問題はないか

また、本計画で選定する事業は、計画期間内に優先的、重点的に実施する「実施計画事業」、及びそれに準ずる「その他の実施事業」に区分します。

なお、「実施計画事業」については、その進行管理を行うことにより、計画期間中における、計画の着実な進捗を図ります。

第3章 計画指標

本計画では、第一次総合5ヵ年計画の成果と反省を踏まえ、目標を明確にした計画とするために、各実施計画事業に数値目標を設けます。

計画指標は、各実施計画事業の数値目標を中心として、各章ごとに設定したもので、今後、政策（施策）評価システムなど、事務事業よりも上位のレベルにおいて行政運営の体系的な評価システムを構築していくため一つの試みとして位置づけるものです。

次頁に各章ごとの計画指標を示します。